

# 行政相談委員委嘱へ 行政に対するご相談は、行政相談委員へ

令和3年4月1日付で、上村 実さん、守屋 秋広さんが行政相談委員（総務大臣委嘱）に再委嘱されました。行政相談委員は皆さんの身近な相談相手として、行政の仕組みや手続きに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関に対する改善の申し入れ等を行っています。

下記のとおり、行政相談所を開設いたしますので、道路、社会福祉、税金、登記、年金、郵便などの問題でお困りの方は、お気軽にご利用ください。

なお、相談は無料で、秘密は守られます。



上村 実さん



守屋 秋広さん

### ○1回目

令和3年5月19日（水）

9：00～12：00

【場所】肝付町内之浦総合支所

### ○2回目

令和3年5月21日（金）

9：00～12：00

【場所】肝付町福祉会館



※ 4/20 発送の振興課便にて送付したチラシの日程に誤りがありました。正しくは、上記の通りです。

## ♨️温泉施設入浴利用料助成事業のご案内♨️

令和3年4月より、65歳以上の方、障害者手帳をお持ちの方を対象に、町内温泉施設の入浴料の一部を助成します。

### 1 事業対象施設

- (1) 高山温泉ドーム
- (2) 岸良交流促進センター

### 2 助成額

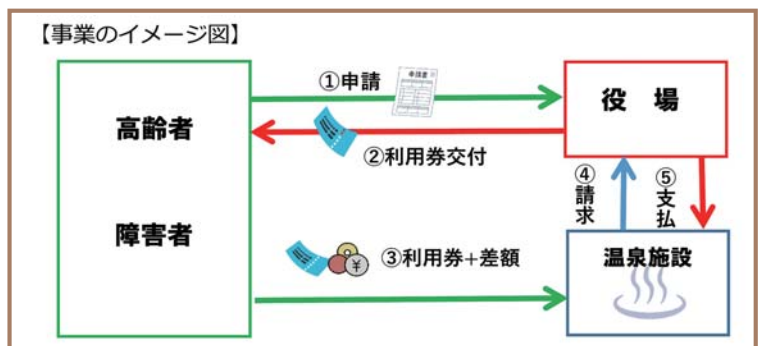
区分	交付対象者	助成額	回数の限度
一般浴場	65歳以上の方	1回につき100円	年間50回
福祉風呂	65歳以上の方	1回につき500円	年間10回
家族風呂	障害者手帳をお持ちの方		

### 3 助成の方法

- (1) 助成を希望する方は、役場において利用券を発行します。住所、生年月日を証明できる書類（マイナンバーカード、免許証、保険証等）、または障害者手帳をお持ちいただき、福祉課、町民生活課、岸良出張所で申請してください。
- (2) 利用施設において利用券を提出し、利用料と助成額の差額を施設にお支払いください。



※本事業において、「65歳以上の方」とは、当該年度において65歳以上の年齢に達する方、「障害者手帳をお持ちの方」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方です。



お問い合わせ先 肝付町役場 福祉課 福祉推進係 ☎ 0994(65)8413